

給与所得 ※令和3年度以降	
給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額
1,619,000円未満	A-550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	A'×0.6+100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	A'×0.7-80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円以下	A'×0.8-440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円超	A-1,950,000円

A=給与収入額  
A' =A÷4,000 (小数点以下切り捨て) ×4,000

※収入金額が660万円未満の控除額については、所得税法別表第五によります。

※令和3年度より以下の通り改正後の給与所得控除が適用されました。

①給与所得控除の10万円引き下げとなります。

②給与所得控除の適用上限が以下の通り引き下げとなります。

- ・給与収入額：1000万円→850万円／所得控除額：220万円→195万円

③給与収入が850万円を超え以下の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

- ・所得金額調整控除額  
= (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) -850万円) ×10%